

令和 7 年度 職業訓練指導員試験受験案内

愛 媛 県

この試験は、職業能力開発促進法の規定に基づき、職業訓練指導員としての資格を取得するための試験です。合格者には、申請により職業訓練指導員免許証が交付されます。
(この試験は、愛媛県職業訓練指導員の採用試験ではありません。)

1 実施職種及び受験資格

(1) 実技試験を実施する職種

織機調整科

(2) 学科試験（関連学科（系基礎学科、専攻学科）及び指導方法）を実施する職種

機械科、織機調整科、建築科

実技試験の免除者に限る（別表 1－1 及び別表 1－2 参照）

※織機調整科は、(1)の実技試験受験者を含む

(3) 学科試験のうち指導方法のみ実施する職種

その他の職種（職業能力開発促進法施行規則別表第 11 に掲げる職種）

実技試験及び学科試験の関連学科の免除者に限る（別表 1－1、別表 1－2 及び別表 2 参照）

※ 他の職種については、他県にて実施される場合がありますので、4 頁に記載の問い合わせ先に御連絡ください。

2 欠格者

(ア) 受験できない者

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その日から 2 年を経過しない者

(イ) 免許を受けることができない者

- (1) 上記（ア）のいずれかに該当する者

- (2) 精神の機能の障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

3 試験の日時及び場所

実技試験（織機調整科のみ）

日 時	令和7年10月23日（木）、24日（金）午前8時30分 （予備日 令和7年10月30日（木）、31日（金）午前8時30分）
場 所	今治市桜井団地四丁目1番地の1 愛媛中央産業技術専門校

※実技試験の日時は、受験者の申込状況によって決定します。

学科試験（関連学科（系基礎学科、専攻学科）及び指導方法）

日 時	令和7年10月25日（土） 午前10時
場 所	今治市桜井団地四丁目1番地の1 愛媛中央産業技術専門校

4 試験科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
織 機 調 整 科	1 実技試験（織機取扱い 織機調整） 2 指導方法（職業訓練原理 教科指導法 訓練生の心理 生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。） 3 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 織物一般（織物 織物原料） イ 織物組織（三源組織 変化組織） ウ 安全衛生（安全管理 衛生管理） (2) 専攻学科 ア 織機（機械要素 機構 織機） イ 調整法（調整法 保守法） ウ 織の分解及び設計（織物分解法 糸の鑑定法 織方図 紋織りの意匠法）
機 械 科	1 指導方法 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 機械工学（機械要素 機構と運動） イ 材料（材料力学 金属材料 非金属材料 潤滑油及び切削剤） ウ 工作法（NC加工法 機械工作法 治具 工具） エ 測定法（測定及び試験機器 測定法 形状測定 材料試験） オ 安全衛生（安全管理 衛生管理） (2) 専攻学科 ア 加工法（切削加工法 研削加工法 金型工作法 精密加工法） イ 機械製図（機械製図法 機械設計法 テクニカルイラストレーション）
建 築 科	1 指導方法 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 建築工学（構造力学 建築構造 建築施工 測量 建築製図 関係法規） イ 安全衛生（安全管理 衛生管理） (2) 専攻学科 ア 建築設計（建築設計 設備設計 建築計画） イ 施工法（建築施工法 建築工事 規く術 木材工作法 仕様及び積算） ウ 材料（建築用材料）

その他の 職 種	指導方法
-------------	------

5 受験申請の手続き

(1) 提出書類等

提出書類等 受験者区分		①受験申請書	②履歴書	③写真	④卒業・履修証明書等	⑤検定合格証書の写し	⑥該当免許証の写し	⑦受験手数料
1 級又は単一等級技能検定合格者		○	○	○		○		○
2 級技能検定合格者		○	○	○	△	○		○
別表 1－1（6 頁）の●に該当する受験資格者		○	○	○	○			○
他の法律等に基づく免許等の取得者		○	○	○		◇	○	○
その他	職業訓練指導員免許を受けた者で、同一系の異なる職種の指導員試験を受験する場合は、その免許証の写並びに①、②、③及び⑦。							
	職業訓練指導員試験の一部合格証書の交付を受けた者の場合は、その証書の写し並びに①、②、③及び⑦。							
	実務経験をもって受験資格とする者は別途実務経験証明書の提出が必要となるため、申請受付後、対象者に個別に通知する。							
・「△」は免許職種に関する大学等の学科を卒業した 2 級技能検定合格者が、関連学科の受験免除を受ける場合。 ・「◇」は 2 級技能検定に合格した有資格者が、関連学科の受験免除を受ける場合。								

ア ②履歴書は受験申請書の裏面に記載してください。

イ ③写真（申請前 6 月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向き）は受験申請書に貼り付けてください。

ウ ⑦受験手数料 実技試験 15,800 円
学科試験 3,100 円

愛媛県収入証紙を受験申請書に貼って納付してください。

なお、原則として、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由があっても、受験手数料は返還しません。

(2) 受験申請書等の提出先

愛媛県 経済労働部 産業雇用局 労政雇用課 職業能力開発グループ
〒790-8570 松山市一番町 4 丁目 4 番地 2 電話 (089) 912-2504

郵送の場合は、書留郵便とし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書してください。

持参の場合は事前にご連絡ください。

(3) 受験申請書等の受付期間

令和7年6月6日（金）から7月4日（金）まで

郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付けます。

持ち込みによる場合は、月曜から金曜の9:00から17:00の間に受け付けます。

お越しになる際は、事前に(2)に記載の電話番号までご一報ください。

(4) 実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者（以下「全免除者」という。）の受験手続

全免除者の受験手続は(3)の受験申請書等の受付期間に限らず、通年で行うことが可能であり、全免除者は受験手続と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができます。この場合、全免除者は(1)の書類と併せて、職業訓練指導員免許申請書を提出してください。

また、全免除者が免許申請書を提出する場合は、愛媛県収入証紙を免許申請書に貼付し、免許交付手数料を納付してください。

なお、全免除者の受験申請書を受理した場合は、受験票は送付しません。

6 受験票の交付

受験申請書を受理後、受験票を本人に送付します。

受験票は、試験当日に試験場の受付に提示してください。

7 合格者の発表

令和7年11月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合否を問わず受験者全員に試験結果を通知します（合格者には合格証書を送付）。

また、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号に基づき、受検者ご本人のみに対して合格発表の日から1ヶ月間試験の得点を開示します。希望される方は、事前に電話でご連絡の上、受験票又は、合格証書を持参してください。（受験者本人に限る。代理人不可。）なお、電話による開示には応じられません。

開示場所：愛媛県 経済労働部 産業雇用局 労政雇用課

8 その他

(1) 受験申請に関する書類は、愛媛県のホームページからもダウンロードすることができます。

(2) 学科試験の指導方法の参考書として、「（十一訂版）職業訓練における指導の理論と実際」（一般財団法人職業訓練教材研究会発行）があります。

(3) 試験についての不明な点は、下記にお問い合わせください。

愛媛県 経済労働部 産業雇用局 労政雇用課 職業能力開発グループ
〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地2 電話 (089) 912-2504

【試験会場の案内】

◆実技試験（織機調整科のみ）及び学科試験

今治市桜井団地四丁目1番地の1 愛媛中央産業技術専門学校（無料駐車場あり）



◎別表 1－1 職業能力開発促進法施行規則第 37 条第 1 項に当たる全職種（別表 2 参照）

受 験 資 格 者 (主 な も の)		免許職種 に関する 実務経験 年数	免 除 の 範 囲				
			実技	学 科			指導 方法
				関連学科			
				系基礎	専攻		
職業訓練	長期課程の指導員訓練修了	1 年					
	長期養成課程の指導員養成訓練修了	1 年					
	短期養成課程の指導員養成訓練修了 (職業能力開発総合大学校長が認める者)	1 年	合格と認められる科目を免除				
	●応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了	0 年		○	○		
	●専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了	1 年		○	○		
	●普通課程の普通職業訓練修了	2 年					
	●専修訓練課程の普通職業訓練修了	3 年					
	●短期課程の普通職業訓練(700 時間以上)修了	3 年					
学校教育	●大学卒業	1 年		○	○		
	●短期大学卒業	2 年					
	●高等専門学校卒業	2 年		○	○		
	●職業課程の高校又は中等教育学校後期課程卒業	3 年					
	普通課程の高校又は中等教育学校卒業	5 年					
実務経験のみ		8 年					
厚生労働大臣が 指定する学校	●専門課程(3 年)の専修学校卒業	2 年					
	●専門課程(2 年)の専修学校卒業	3 年					
	●高等課程もしくは一般課程(3 年)の専修学校または各種学校(3 年)卒業	3 年					
	●高等課程もしくは一般課程(2 年)の専修学校または各種学校(2 年)卒業	4 年					
免許職種に関し 職業訓練指導員 試験において	実技試験の合格者	0 年	○				
	系基礎学科の合格者	0 年		○			
	専攻学科の合格者	0 年			○		
	指導方法の合格者	0 年				○	
免許職種に関し、技能検定 1 級又は単一等級合格者 (電子回路接続、バルコニー施工は除く。)		0 年	○	○	○		
免許職種に関し、単一等級合格者 (電子回路接続、バルコニー施工)		0 年					
免許職種に関し、技能検定 2 級合格者		0 年	○				
上記いずれかの受験資格に該当し、他職種の職業訓練指導員免許の交付を受けた者又は学科試験に合格した者		0 年		△		○	

●印は免許職種に関する学科を履修(「学科試験の科目」中「関連学科」の科目を 8 割以上)している必要があります。

○印は免除される範囲です。

△印は当該免許職種に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限り免除されます。

◎別表 1－2 他の法律等による受験資格及び免除の範囲

免許職種（主な もの）	受 験 資 格 者 （ 主 な も の ）	試験の免除の範囲			
		実技	学 科		指導 方法
			関連学科		
			系基礎 学科	専攻 学科	
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	○	
電子科	電波法による第一級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○	○	
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士若しくは二級二輪自動車整備士、平成十二年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士又は昭和五十三年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
航空機整備科	航空法による 1 等航空整備士若しくは 2 等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○	○	○	
測量科	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	○	○	○	
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○	○	
電気通信科	電波法による第一級総合無線通信士の免許を有する者	○	○	○	
臨床検査科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者	○	○	○	
事務科	公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、平成十五年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	○	○	○	
和裁科	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する 1 級又は 2 級の技能の検定の合格証書を有する者	○			

介護サービス科	児童福祉法による保育士登録証を有する者であつて、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第五号（※）の規定に該当する者 保健師助産師看護師法による保健師、助産師若しくは看護師の免許を有する者 同法による准看護師の免許を有する者であつて、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有する者 教育職員免許法による養護教諭の免許状を有する者であつて、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有するもの若しくは同号（※）の規定に該当する者 理学療法士及び作業療法士法による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者であつて、同号（※）の規定に該当する者 社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証を有する者であつて、同号（※）の規定に該当するもの 同法による介護福祉士登録証を有する者 精神保健福祉士法による精神保健福祉士登録証を有する者であつて、同号（※）の規定に該当する者 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者であつて、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、同号（※）の規定に該当する者 （※）…三年以上介護等の業務に従事した者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（いわゆる「介護福祉士実務者研修」を修了）	○	○	○	
---------	--	---	---	---	--

○印は免除される範囲です。

◎別表２ 職業訓練指導員免許職種（123 職種）と技能検定職種との対応表

系	No.	免許職種	技能検定職種	系	No.	免許職種	技能検定職種		
園芸 サービス	001	園芸科	園芸装飾	機械 整備	032	内燃機関科	内燃機関組立て		
	002	造園科	造園		033	建設機械科	建設機械整備		
森林	003	森林環境保全科			034	農業機械科	農業機械整備		
金属 材料	004	鉄鋼科	金属溶解	縫製 機械	035	縫製機械科	縫製機械整備		
	005	鋳造科	金属溶解、鋳造、ダイカ スト、粉末冶金		036	織布科			
	006	鍛造科	鍛造	製織	037	織機調整科			
	007	熱処理科	金属熱処理、金属材料試 験		038	染色科	染色		
金属 加工	008	塑性加工科	金属プレス加工、建築板 金、工場板金、鉄工	アパ レル	039	ニット科	ニット製品製造		
	009	溶接科			040	洋裁科	婦人子供服製造		
	010	構造物鉄工科	鉄工		041	洋服科	紳士服製造		
金属 表面 処理	011	金属表面処理 科	めつき、アルミニウム陽 極酸化処理	042	縫製科	布はく縫製			
				043	和裁科	和裁			
機械	012	機械科	機械加工、非接触除去加 工、金型製作、仕上げ、 切削工具研削、機械検 査、機械保全、油圧装置 調整、テクニカルイラス トレーション、機械・プ ラント製図	044	寝具科	寝具製作			
				帆布 製品	045	帆布製品科	帆布製品製造		
					木材 加工	046	木型科	木型製作	
紙加工	047	木工科	機械木工、家具製作、 建具製作						
	048	工業包装科	工業包装						
	電気・ 電子	013	電子科	電子回路接続、電子機器 組立て、自動販売機調 整、半導体製品製造	049	紙器科	紙器・段ボール箱製造		
014		電気科	電気機器組立て、自動販 売機調整、電気製図、シ ーケンス制御	印刷 製本	050	製版・印刷科	プリプレス、印刷		
					051	製本科	製本		
電力	015	コンピュータ 制御科		プラ ス チ ック	052	プラスチック製 品科	プラスチック成形、強 化プラスチック成形		
	016	発電電科			レザー 加工	053	レザー加工科		
						017	送配電科		ガラ ス 加工
018	電気工事科		055	ほうろう製品科	ほうろう加工				
自動車	019	自動車製造科	内燃機関組立て	窯業 製品	056	陶磁器科	陶磁器製造		
	020	自動車整備科			石材	057	石材材料	石材施工	
	021	自動車車体整備科		058		麺科	製麺		
航空機	022	航空機製造科		食品 加工	059	パン・菓子科	パン製造、菓子製造		
	023	航空機整備科			060	食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造		
鉄道 車両	024	鉄道車両科	鉄工、鉄道車両製造・整 備		061	水産物加工科	水産練り製品製造		
	025	造船科	鉄工		062	発酵科	みそ製造、酒造		
精密 機器	026	時計科	時計修理		建築 施工	063	建築科	建築大工、枠組壁建 築、サッシ施工、バル コニー施工	
	027	光学ガラス科	光学機器製造	064				枠組壁建築科	建築大工、枠組壁建 築、バルコニー施工
	028	光学機器科				065	とび科		とび
	029	計測機器科							
	030	理化学機器科	家庭用電気治療器調整						
製材 機械	031	製材機械科	切削工具研削						

系	No.	免許職種	技能検定職種	系	No.	免許職種	技能検定職種
建築 施工	066	建設科	型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工	デザイン	100	広告美術科	広告美術仕上げ
	067	プレハブ建築科			101	デザイン科	
建築 外装	068	屋根科	かわらぶき	義肢 装具	102	義肢装具科	義肢・装具製作
	069	スレート科	スレート施工	通信	103	電気通信科	
	070	建築板金科	建築板金	オフィス ビジネス	104	電話交換科	
	071	防水科	防水施工		105	事務科	
	072	サッシ・ガラス 施工科	サッシ施工、カーテンウ オール施工、ガラス施工		106	貿易事務科	
建築 内装	073	畳科	畳製作	流通 ビジネス	107	流通ビジネス科	
	074	インテリア科	内装仕上げ施工、表装				
	075	床仕上げ科	内装仕上げ施工	写真	108	写真科	写真
	076	表具科	表装	社会 福祉	109	介護サービス科	
建築 仕上	077	左官・タイル科	左官、タイル張り	理容 美容	110	理容科	
	078	築炉科	築炉	接客 サー ビス	111	美容科	
	079	ブロック建築 科	ブロック建築、エーエル シーパネル施工		112	ホテル・旅館・ レストラン科	
	080	熱絶縁科	熱絶縁施工		113	観光ビジネス科	
設備 施工	081	冷凍空調機器科	冷凍空気調和機器施工	調理	114	日本料理科	調理
	082	配管科	配管		115	中国料理科	
	083	住宅設備機器科			116	西洋料理科	
土木	084	さく井科	さく井、ウエルポイント 施工	保健 医療	117	臨床検査科	
	085	土木科	ウエルポイント施工				
	086	測量科		装飾	118	フラワー装飾科	フラワー装飾
設備 管理 運転	087	建築物設備管 理科	ビル設備管理	メカ トロ ニクス	119	メカトロニクス科	電気機器組立て、シー ケンス制御
	088	ボイラー科		情報 処理	120	情報処理科	
揚重 運搬 機械 運転	089	クレーン科			121	フォークリフト科	
	090	建設機械運転 科			122	建築物衛生管理科	ビルクリーニング
	091	港湾荷役科			123	福祉工学科	
化学	092	化学分析科	化学分析				
	093	公害検査科					
工芸	094	木材工芸科	漆器製造				
	095	竹工芸科	竹工芸				
	096	漆器科	漆器製造				
	097	貴金属・宝石科	貴金属装身具製作				
	098	印章彫刻科	印章彫刻				
塗装	099	塗装科	塗装、塗料調色				

(注) No. は便宜的に附したものであること。